

第 11 回竹の台円卓会議議事録

- 1.日時 平成 23 年 11 月 26 日(土) 10 時～12 時 05 分
- 2.場所 竹の台地域福祉センター2F 集会室
- 3.出席者 (神戸市)
 - ・西区役所 竹本まちづくり課長、岩瀬まちづくり課主査
 - ・環境局西事業所 富永所長、大前総作業長
 - ・建設局西建設事務所 石原主幹、藤本公園緑地係長(竹の台地区)
 筧委員長ほか竹の台地域委員会委員 31 人

4.議事概要

当初9月3日(土)に開催する予定であったが、台風の影響で本日に順延されたもの。

今回の円卓会議は、自治会・管理組合等の活動にテーマを絞り、神戸市担当部局の出席を得て、関連する行政施策の説明や活動上のアドバイスを受けたため、日頃の疑問や悩みの解決に資することができ出席者から高い評価を得た。

5.議事内容

絹川委員会広報部長の司会で始まり、冒頭に筧委員長が出席者に対し日頃の地域活動への謝辞と休日に出席していただいた神戸市職員にお礼を述べた。

続いて、神戸市を代表して竹本西区まちづくり課長が、「竹の台地区は地域の活動が活発と聞いている。本日のような機会を通じて市民、行政が一緒になって地域社会の課題解決を図っていきたい」と挨拶。

議事については、事前に竹の台地区で取りまとめた、(ア)道路補修 (イ)樹木伐採・剪定 (ウ)ごみ問題 (エ)自治会活動の 4 つの分野に関し、神戸市各担当部署が回答・アドバイスする手順で進み、その後質疑応答した。

(ア)道路補修関係(西建設事務所関係)

(質問) 管理組合内の私道の管理が大変なので神戸市で保守して欲しい。出来れば市に移管したい。

(回答) 市は、道路法や都市公園法などの法律や関連条令に基づいて道路や公園、ガードレールなどを管理しており、管理組合などの私道の保守管理は対象外。ただ、私道の補修への助成制度があり、補修費の 5/6 が助成される。私道の公道への移管も可能であるが、幅員、土地の整理など一定の条件のクリアが必要となる。道路補修への助成については建設事務所管理係が、公道化については本庁道路部管理課が担当。

(質問) 道路の劣化や亀裂が激しい箇所があり市において点検補修して欲しい。また道路の補修基準はあるのか

(回答) 幹線道路については 1 回/月に点検している。生活用道路については不定期だ

が補修が必要な箇所については個別に対応している。通行に支障が出ている箇所、亀裂が激しく安全上で問題になると判断された場合は、すぐに建設事務所に連絡して欲しい。道路の補修には、路盤からやりかえるものとメジなどで応急的に行うものがある。応急的なものは亀裂が入りやすいとの指摘があり、現在、もっと耐久性のある材料の採用を検討している。

道路の補修について神戸市独自の基準はないが、今後、限られた予算で適正・公平な執行が求められる中で今後の検討課題である。

(質問) 道路に沿っている側溝の痛みが激しい箇所がある

(回答) 市道に面している側溝や道路の付属設備については、状況を見て必要なら市の方で改修するので連絡して欲しい。

(質問) 竹の台1丁目自治会の南側を走っている西神2号線の劣化が激しく大型ダンプの通過時にドーンという音が響き住民が苦痛を感じている

(回答) 個別に対応するので一度建設事務所安全推進係に相談されたい。

(イ) 樹木伐採・剪定関係(西建設事務所関係)

(質問) 街路樹や公園の樹木の伐採はどのような基準で実施されているのか

(回答) まず用語の説明をしておきたい。伐採は根元から切ること。剪定は街路樹など高木の形を整え、枝落としをすること。刈り込みは低木の形を整えること。

高木の剪定は、樹木の生育状況を見ながら3~5年に1回。但し、生長の早い樹木もあり、その場合は2年に1回程度行う場合もある。また、通行障害や交通標識が見えない場合などは随時行っている。低木の刈り込みは原則1回/年。

(質問) - アダプト制度など市民と協働して公園や道路の維持管理を行う考えはあるか -

(回答) アダプト制度に通じるものとして、神戸市の場合、美緑花ボランティア制度があり、公園管理会もその一つなので活用して欲しい。

(質問) - 道路や公園などの落ち葉の清掃はどこがするのか。役所か地域か。また、落ち葉が落ち始める前に剪定できないのか -

(回答) 極力、地域の方でやっていただきたい。全て役所がやるとなると莫大な費用が発生する。もちろん地域の手に余るものは連絡願いたい。剪定は落ち葉が落ち始める前の方が良いが、一方では紅葉を楽しみたいという方々もおり画一的には処理できない。

(質問) - 落ち葉の清掃にはたくさんのごみ袋が必要。行政の方で手当てしてくれたら助かる -

(回答) 沿線の地域には、街路樹1本に対して年間ごみ袋を10枚差し上げている。竹の台の場合は竹の台婦人会に渡している。

(質問) - そのごみ袋を、実際に落ち葉の清掃をしている団体に手渡して欲しい -

(回答) 一度、竹の台婦人会にごみ袋をどう活用しているのか確認しておく。

(質問) - 竹の台3丁目自治会は、外周道路に面しており、道路側溝にたまる落ち葉

の除去に悩んでいる。本庁環境局に確認したら美化センターだと言われ、美化センターに確認したら建設事務所だとたらい回しにされた。側溝に蓋があったりして自治会住民だけでは中々難しい -

(回答) 基本的には沿線の住民で対処してもらいたい。ただ、住民だけでは出来ない場合もあるのでその場合は、建設事務所に連絡して欲しい。

(質問) - 西建設事務所の窓口は分かれており、どの部署が何を担当するのか教えて欲しい -

(回答) 西建設事務所の代表電話に連絡してもらえば担当の係に繋ぐので、どういう内容なのかを申し出て欲しい。

(質問) - 街路樹を濃密に植えすぎではないか。間伐もする必要があると思う -

(回答) 何でもバサバサと伐採する訳にはいかないことも理解して欲しい。もちろんそういう声があることは認識しているが、片や「もっと緑を大切に」「緑を増やせ」という声もある。悩ましいところだが、個々人の要望だけでは難しく、地域での合意が必要となる。

(ウ)ごみ問題(西事業所関係)

冒頭に、西事業所より「ごみ分別収集は、平成16年の6分別、その後の指定袋制度、容器包装プラスチック分別などの制度導入を通じて、神戸市の年間ごみ排出量はピークの平成2年度の62万トンから平成22年度には32万トンとほぼ半減することができた。これも市民の皆様の協力のお陰」とあいさつ。

(質問) - 4月から始まった容器包装プラスチック分別はうまくいっているのか。住民側で何か注意する点は? -

(回答) 92%が分別どおり出しておりスタート年としては上々の滑り出し。ただ、中身や汚れが簡単にとれない場合は「燃えるごみに出して下さい」とお願いしているが、「燃えないごみ」で出すケースが散見される。自治会等においては、住民にこの事をアピールして欲しい。

(質問) - 容器包装プラスチックの集積場所が、燃えるごみのステーションとなっているが、分かりにくい -

(回答) 容器包装プラスチックの集積場所を、燃えるごみステーションにしているのは、西区だけ。理由は、まず容器包装プラスチックが大量に出るため、ある程度の数の集積場所を確保したいこと、また、取り残しが出た場合でも次の燃えるごみの収集日に回収できることなどのメリットを考え決めさせてもらった。次の燃えるごみの収集日には必ず回収するが、そのときでも、袋はそのまま(つまり容器包装プラスチックの袋のまま)でよい。

(質問) - 燃えるごみのステーションに、燃えないごみを置かれたり、粗大ごみを置かれたりして自治会として対処に苦しんでいる -

(回答) そうした場合は「取り残しシール」を貼っておくので2~3日はそのままにしておいて欲しい。これは間違っ

ルについて関心を持ってもらうためだ。でも大抵は引き取りに来ないと思われるので、その場合は、西事業所に一報入れて欲しい。作業の関係でその日の回収は無理でも出来るだけ早く回収に行くようにする。

(質問) - 意図的と思われるごみ分別間違いがあり、袋を開けて出した人を特定し、ごみ出しルールを守るようお願いしようとしたら、個人のプライバシーを侵害することになり法律違反だと言われたことがある。こんな場合どうしたら良いか -

(回答) ごみステーションにあるごみは基本的に無主物だが、ごみ袋開けによって個人のプライバシーを覗き見る可能性がある。そこで知りえた個人情報の開示の仕方によってはプライバシー侵害となり、自治会活動としては許容されない可能性もある。ただ、自治会としてもごみ出しルール違反が頻繁に続くと活動に支障をきたすこともあるので、そんな場合は西事業所に相談して欲しい。事業所の中には「開封調査員」の資格を持った者がいるので、その者がルール違反の人を特定し注意に赴く。

(質問) - クリーンステーションの壁や看板が劣化・損傷している。神戸市で修理、取替えをしてもらえるか -

(回答) クリーンステーションの敷地や塀は、みなと総局分譲推進課が管理しているので一度そちらに相談願いたい。ステーションの看板類は、西事業所がメンテするので、汚れがひどい場合や文字が読めない場合は、西事業所で取り替える。また、不法投棄防止の看板も用意している。

(質問) - 先ほどの容器包装プラスチック分別が 92%ルールどおり守られているという事は始めて聞いた。そうした自治会の努力の結果が分かれば活動の励みにもなる。もっと結果を公表して欲しい -

(回答) おっしゃるとおりと思う。これからも積極的に PR していきたい。また、全体的な話のもとより個々のごみ出し方法について聞きたいとの要望も多く、その場合は是非、環境局の「出前トーク」を活用して欲しい。個々の自治会に対応した話ができる。

(エ)自治会活動(区役所まちづくり課関係)

(質問) - 自治会を辞めていく人が増えている。これを防ぐ何か妙案はないか。また、会員の高齢化により役員のなり手が減っている -

(回答) 何より自治会があることの意義や自治会活動のメリットをアピールすることが大切だと思う。自治会活動に無関心な人を自治会活動に引っ張り出すこと。楽しい仕掛けや催しを用意して顔なじみになることからだと思う。また、ご近所づきあいを通して活動にも参加してもらえる。高齢化により役員のなり手がないと言う声は多くの地域で聞く。しかし、一方では仕事をリタイアした団塊の世代が大量に地域に、特にニュータウンでは存在している。こうした人をうまく地域活動に取り込んで行くことも考えられるのではないか。

(質問) - 自治会員の名簿を作ろうとしたら個人情報保護法に触れるとかプライバシーの侵害になると言われた -

(回答) 個人情報保護法は 5 千人以上を対象にしており、普通では、自治会の作る名簿

はこの法律の対象外だが、世間一般がプライバシーを重視するようになっており、名簿作りにも注意がいる。会員から「嫌だ」と言われれば掲載できない。まず名簿作りの目的と管理の仕方を予め会員に充分説明しておく。また名簿作りのために集める情報は何か、住所・氏名・電話番号、家族構成などが考えられるが、必要最小限とすることが重要です。「ふれあい」という地域力強化推進課が発行している情報紙の12月号で特集されています。

(質問) - 横浜市では自治会員の各戸に1軒・年間700円の助成金が出ていると聞いた。神戸市にはそんな制度はないのか。また、自治会が活用できる助成制度にはどんなものがあるのか -

(回答) 神戸市では、横浜市のような自治会各戸に対する助成制度はない。その代わりに、地域のふれあいのまちづくり協議会に対するふれまち助成や防災福祉コミュニティ、エコタウンクラブに対する各種助成制度を設けている。自治会対象では、掲示板設置補助や集会所助成がある。また、各種資料の印刷サービスも提供している。是非、活用して欲しい。

(質問) - 自治会役員を対象にした研修会を開催して欲しい -

(回答) 区役所主催では開催していないが、元町のまちづくりセンターで7月頃に「新任自治会長研修会」を開催しているので、参加してもらいたい。

(質問) - 竹の台では、以前は西神ニュータウン自治連合会というものがあって曲がりなりにも地域の要望が行政に届いていたが、この組織が一昨年解散し、地域の声を行政に反映する器が無くなった -

(回答) 自治連合会との懇談、いわゆる自治懇は、西区自治協議会と区役所が共催で実施しているもので自治連がない地域とは懇談会を開催していない。これは、広聴の手段の一つであるが、その他にも「西区くらしの出張講座」、「出前トーク」、「市長への手紙」などの様々な広聴ツールを用意している。こうしたツールを活用して欲しい。本日の「円卓会議」もそういった機会と考えている。

(質問) - 高齢化に伴い、一人暮らしの高齢世帯や老々世帯が地域でも増えている。こうしたことに自治会としてどう対処すれば良いか -

(回答) 今後、高齢者福祉はもとより災害時の援護、犯罪被害防止などが地域活動においても重要になってくる。地域の見守りは近所づきあいからと思うので、まずは、日頃から関係づくりに取り組んで欲しい。西区の計画でも「一人も見逃さない運動」に取り組むこととしている。高齢者の各種情報は民生委員がつかんでいるが、守秘義務が課せられている。

(司会) まだ質問はあると思うが予定時間を過ぎた。聞き足りない点があれば、後日、竹の台地域委員会から役所に問合せをするので連絡して欲しい。

それでは、これをもって円卓会議を終了としたい。

(筧委員長) 終始、熱心な議論をありがとうございました。今後とも安心して安全な竹の台のまちづくりに協力をお願いして、第11回竹の台円卓会議を終了させていただきます。

6.その他

次回の竹の台円卓会議は、24年1月9日(月:祝)10時~12時。於:地域福祉センター2階で開催予定。

以上